



## 広島城下の商家文書

広島城下京橋町の保田家（縄屋）の古文書が、このほど所蔵者の保田義郎氏より寄贈された。同家は、江戸期に京橋町・稲荷町中組・同町西組の町年寄や綿改所の頭取などを勤めた有力商家の一つで、義郎氏の父二吉氏は、広島合同貯蓄銀行頭取を勤め、広島銀行合併後には同行監査役を勤めた。

広島城下の古文書は、原爆によってその大半が失われており、今日ではごく僅かなものしか残っていない。保田家文書も、京橋町にあつたものはほとんどが失われたが、一部は別宅である牛田の蔵にあつたため、難を逃れた。

今回寄贈された古文書は、江戸後期のものが中心で、城下町商人や藩士から受け取った借用証書類が多く、写真のように、和紙で作った証文入れに納められている。また、貸付金の引当に受け取った手形や鑑札のほか、広島藩の綿改所や御用金上納に関する文書、收支勘定をつけた帳面類や旅行の際の道中日記など、広島城下における商人活動の一端をつかがわせるものである。これらの古文書は順次整理し、公開する予定である。（西向宏介）

収蔵文書展から  
割庄屋文書の引継

上保田村・平賀家文書から

県立文書館研究員 長澤 洋

安芸国賀茂郡上保田村 現賀茂郡黒瀬町に旧くから居住する平賀家は、居村の庄屋や割庄屋などを勤め、それに関わる多くの文書を今に伝えている。現在県立文書館に寄託されている平賀家文書は、かつて部分的な整理が行われ、その一部が『広島県史』に利用されたことはあるものの、本格的な整理が始まったのは近年のことである。未だ整理は完了していないが、その文書全体を群(まとまり)として見ると、平賀家文書はなかなか複雑な成り立ちをしていることが分かる。ここに紹介するのは、平賀礼三郎が上西条組の割庄屋に就いたとき引き継いだ文書の目録である(割庄屋とは、何ヶ村かをまとめた組合村を管轄した役人であり、上西条組は現在のJR西条駅あたりの一三ヶ村から成る組である)。

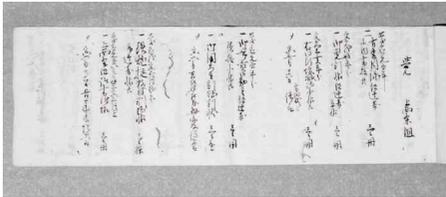


写真1 諸書類請取覚

文書引継目録は、そこに記載された個々の文書の来歴を明らかにするとともに、その文書群の成り立ちを理解する上で重要な鍵となる史料である。

写真1は、平賀礼三郎が慶応二年(一八六六)に上西条組の当分引受割庄屋となつてから追々受け取つた文書の覚(目録)である。いくつかを除いて前任者の有田健左衛門より引継を受けている。

写真2は、礼三郎が慶応三年(一八六七)に当分引受の割庄屋から本引受になつたあと、その翌年に奥屋村の久保田太郎右衛門から文書を引き継いだときの目録である。

久保田太郎右衛門は礼三郎の前々任者であつた小源次の息子である。すでにこのとき父小源次が死去していたため、預かつていた文書の引き渡しを行っている。

なお、現在知ることのできる上西条組割庄屋の就任状況は次頁の表1のとおりである。

これらの目録によつて明らかによつて、礼三郎が引継を受けた文書は大

きく次の二つに分けることができる。

前任者有田健左衛門から引き継いだもの

前々任者小源次(の家)から引き継いだもの

このうち前者には、小源次から有田氏へと引き渡された文書も含まれており、礼三郎への文書の流れが一直線でないことが分かる。これはおそらく前任者の有田健左衛門が当分引受の割庄屋で在役期間も短かつたためである。

同じことは小源次が持つていた文書についても言える。写真2の久保田太郎右衛門引継目録は、いくつかの独立した目録を綴つたものである。これらは礼三郎へ同時に引き継がれた文書を記載しているが、別々の目録に書き分けられたのは、文書としての「存在の事情」を異にしていたからである。それを大別すると次の三つに分けられる。

a 小源次が前々任者兵之助から引き継いだもの



写真2 上西条組諸帳面等引渡目録

b 小源次が前任者有田健左衛門から引き継いだもの

c 小源次が在役中に作成收受したもの

小源次の前任者に当分引受割庄屋を短期間勤めた有田氏がいるため、ここでも文書の流れは複雑である。

以上をあわせて考えると、礼三郎への文書引継の道筋は極めて複雑な様相を呈する。この複雑さは、右述のように、短期間リリーフでも言つべき当分引受の割庄屋(有田健左衛門)がいたためである。文書に即して言えば、後任が当分引受であつた場合、引き渡さない文書があつたためである。当分引受には引き渡さなくてよいということ、文書の利用面から考えると、それらの文書は現用価値が少ないものと考えられていたことを意味するのである。

さて、文書の現用価値という問題を考えて、写真2の目録には注目すべき部分がある。この史料の第一紙(表紙)の見返しには貼紙があり、文



## 史料所在調査をおこなって

文書調査員 高橋 孝一

文書館文書調査員となり、備南北部の府中と、その周辺（特に神石郡）を中心に個人の家にも所蔵される史料（古文書）の所在調査をおこなっています。

私の調査は、かつて『広島県史』が編さんされた時に史料の所在が確認された家が、その後どのように史料を保存をされているのかを中心におこなってきました。

調査の方法は、県立図書館に保存されている県史編さん時の調査目録（昭和四十一年）や、県立文書館に保存されている調査目録（昭和四十六年）に収録される所蔵者の家の所在を確認し、訪問して「文書のその後」について聞き取りをおこなうことを中心としました。

そのうち、数軒の所蔵者のお宅では、現在も所蔵されている史料を拝見したり、調査目録との比較もおこないました。

調査中に気づいたことは、第一に、県史編さん時に調査され、その後そのまま放置されている家が多く、「そのままにしており、さわったこともない」との回答が帰ってきました。



神石郡豊松村・小坂家に保存されている史料のうち、元禄13年検地の畑方名寄である。この史料は領内全体で作成されたと考えられるが、現存するものは少なく、貴重なものである。

第二に、数軒のお宅ですが、家そのものなくなっており、移転先の住所の確認もできない家があることです。第三には、いくつかのお宅では、家人の目の届く範囲に大切に保存されていました。

第一の例のうち、現神石郡神石町のA家では「そのまま収蔵されている史料の一部でも確認させていただけないか」とお願いし、史料を見せていただきました。当初出されたものは目録とは別の史料で、「ほかにありませんか」との質問に、調査目録に掲載されている史料を出していただき、目録に収録されている史料と、それ以外の史料の所在を合わせて確認しました。

第二の例では、山間集落に見られる過疎の

進行により、その家を含め、周辺にあったはずの集落もなくなっている様子も見受けられました。

第三の例は、史料にとって幸いな方と言えますが、それでも虫害などによって少しずつ破損が進行していることは事実のようです。

調査員として、今日までの調査の結果感じるのは、個人の家に所蔵される「古文書は確実に滅失や散逸」の方向にあるということです。

「古文書の滅失や散逸」を防ぐためには、文書館と各自治体と調査員が協力した再度の所在調査と、個人宅での史料保存のために、所蔵者個人の努力だけを期待するのではなく、文書館と各自治体と調査員の定期的な点検活動が必要ではないかと考えます。

### 収蔵文書展

「平賀家文書展（仮題）」

10月末より開催（2ヶ月間）

場所；文書館特別展示室

### 文書館講演会

12月4日（土）13時半～

場所；県情報プラザ研修室

講師；文書館研究員 長澤 洋

講演会の申し込み等、詳しくは後日ご案内します。

## 市町村における公文書管理

今年度の行政文書・古文書保存管理講習会（行政文書分科会）は、昨年度に引き続き、市

町村の行政文書管理についてのパネル・ディスカッションを予定している。その準備で、これまでに市町村を六か所視察したが、いろいろなパターンがあつて、示唆的だった。以下に、視察した市町村の状況を紹介する。

A市では、情報公開条例制定時に、各課がもっている簿冊のタイトルや事業件名を調査させて台帳に記入させ総務課へ提出させた。この調査をもとに毎年更新するシステムを採用すれば（作成文書の追加と廃棄文書の削除）、最新の状況を把握できたのだが、それはなされなかつた。書庫は手狭で、事務室のロッカー・書架が書庫を代替している状況だ。

B市では情報公開条例制定とあわせて文書管理の刷新に取り組んでいる。現状の文書管理では情報公開にとっても対応できないという危機感が強いので、一般職員の抵抗は少ないようだ。現在、各課に、所管している全ての文書についてタイトル等を書き上げさせている。これをコンピュータ入力し、集中管理する計画だ。文書管理システムも全面的に刷新

しようとしている。特筆すべきことは、歴史的公文書を将来に伝えるため、学校の空き教室を中間庫がわりに利用する構想があり、実現すれば、全国的にも注目されるだろう。

C市は、庁舎外に巨大な書庫を有しており、スペースに余裕があるので、文書管理の状況は危機的ではない。一方、文書量は膨大なので、リストアップするだけで大変な作業となる。同じく情報公開条例制定を目前にしている状況ながら、文書管理を全面的に刷新することには躊躇している状況だ。

D市はファイリング・システムの長い伝統があり、現在もシステムは順調に稼働している。各課に配置されたファイリング・クラークが、システム維持に大きな役割を果たしている。保管文書は引継文書リストを基本に管理され、総務課は、年々作成される文書の量、現有文書の総量、各書庫の書架延長など必要な数字を正確に把握している。

E町では、四年前に書庫を増設した。地震災害対策のため二階に設置したという。かなり広いスペースが確保され、それまでは役場の廊下まで書類が積まれていたという状況は、これで解消した。しかし、文書管理が刷新されたわけではないので、早晚、膨大化する文書の処理に

難渋する時期が到来するだろう。

F町では、人口急増にともない文書量も増大し、対応に苦慮している。そのなかで、数年前、書庫スペース確保のため合併前の町村役場文書を大量に破棄してしまった。かけがえない史料を失って、その後始まった町史の編纂に支障を来している状況だ。

今、多くの市町村で情報公開条例制定が日程に上り、文書管理のあり方が問われている。それは、刷新のチャンスでもある。そのチャンスを生かし方如何が、その後の文書管理のあり方を決定づける（A市・B市・C市）。文書管理が危機的状況だと、職員一丸となって刷新の方向に向かいやすく（B市）、逆に、現状で何とか間に合っているようだと、改革への腰は重くなる（C市）。一方、ファイリング

システムが習慣として定着し、良き伝統が存続しているところもあり（D市）、ルーズな文書管理が市町村の宿命では決していないことを示している。



後日視察したみづわ町役場庁舎

（安藤福平）

## ドラマティックな魅力

広島市安佐南区 幸田光温

今まで毎日の通勤に明け暮れていて、日曜が休館の文書館にはめったに来ることができなかったのだが、今年の四月から若干の時間的なゆとりができたので、今は週に一日は三次市立図書館と県立文書館とを交互に通っている。三次の図書館の方は「往来本」の読みあさりで、そちらの方もなかなかおもしろいのだが、県立文書館では目下『井上家郷惣代文書』にまわっている。これは『県立文書館だより』第十三号の中に紹介されている山県郡加計町遅越の元郷惣代の家に残されていた町役場や農会からの明治三十年代以後の通知書類である。

これらの書類の内容は各年代の県令集と対照してみても、当然町役場から下りて来ているはずの通達がないから、全体としてはかなり紛失している部分があると推測される。しかし、そういうことは別にしないで、これらの文書には私をわくわくさせるものがある。私は歴史学の専門家ではないから、このよつな史料をずいぶんいい加減に

読める「利点？」がある。私はいつもその利点をフルに活用しては楽しんでるから、どんな小説にも劣らない迫力あるドラマを感じることができる。

たとえば、明治四十二年、共同苗代の件で遅越郷惣代は町役場より二度にわたって厳しい叱責を受けている。なぜ報告が遅れたのかこの件は明治四十一年県令第七十号および四十二年第五十二号を引き出し、さらに『広島県農業発達史』の共同苗代の項と対照してみると容易に想像がつく。苗代作業の総てを共同でおこなうことを義務づけた県知事の指令が地域の実情に合わないとして、県下挙げての大反対運動に発展したわけだが、この時点での郷惣代の立場、遅越四十七戸の調整に苦労している様子がありありと見えるのである。



## 閲覧室から

本年四月から閲覧室の書架と図書などの複写方法が、わずかですが利用しやすくなりました。

### (一)「芸備日日新聞」を開架

文書館では、寄贈や購入などによって広島県や、歴史関係の図書・刊行物を収集しています。閲覧室では、これらのうち利用の多い広島県史や県内の市町村史誌、辞典類、関係諸機関の刊行物などを開架図書として利用していただいています（現在約二五〇冊）。

書架の増設にともない、四月から、芸備日日新聞（一八九四年十月～一九一八年五月）の複製（A3版）を開架し、直接手にとってご覧いただけるようになりました。立憲改進黨系の「芸備日日新聞」は一八八八年七月に創刊し、日清戦争前後には年間一千万部を発行していましたが、その後、国権派の色彩の強い「中国新聞」との争いに敗れ、一九四一年にはその姉妹紙に合併されました。開架はしていませんが、「中国新聞」（一八九四年九月～一九六六年十二月）もありますので、両紙の論調の違いを比べてみるのも一興です。

このほか、雑誌架も増設しました。これまでの県内外の郷土史団体や歴史関係の雑誌・刊行物のほか、全国図書館や県史編纂室などから送られてくる「文書館だより」や「県史だより」を開架しましたので、利用して下さい。



開架した芸備日日新聞

### (二) 図書の複写サービスを開始

これまで、図書の複写については、一部のものを除いてできませんでした。四月からは、図書館などと同様に、著作権を侵さない範囲で可能になりました。複写料金は一枚二〇円です。

このように、文書館では今後とも、図書の整備や、所蔵資料の検索手段の充実に努めていきますので、地域の歴史研究や古文書の学習などに、大いに活用下さい。

## 平成十年度に収集した古文書

## 松岡家文書（寄贈）

同家は、祖正則が紀伊国で浅野長晟に仕えて以降、明治維新まで代々広島藩士。最高禄高は三〇〇石。寄贈された松岡家文書は、藩主黒印の知行目録や同家の系図など二六六点（文書群記号 九八〇二）

## 原田家文書（寄贈）

同家は、江戸時代安芸郡府中村の医師であったが、春耕・春臺は漢学者としても著名で、頼春水・杏坪・山陽も出入りしたという。同家の、詩歌や絵画などが多数貼られた六曲一双の屏風を解体修理したところ、同郡船越村の十七十八世紀の庄屋文書（帳簿類など）が多数現れ、寄贈の運びとなった。（文書群記号 九八〇二）

## 奥田家文書（寄贈）

同家は、重珍が紀伊国で浅野長晟に仕官して以来、明治維新まで代々広島藩士。最高禄高は一八〇

石。重珍の子珍富から幕末の珍高まで浅野家の鷹匠役を勤めた。また珍造は、維新後少参事や区長を経て、上京して浅野家家令となった。文書は、藩主黒印の知行目録のほか、辞令、賞与、公用書状、系図伝記など一五三二点。（文書群記号 九八〇三）

## 日下家文書（寄託）

同家は賀茂郡三津村（安芸津町）の造酒家で、同村庄屋や組頭も勤めている。明治年間には安芸郡から賀茂郡にかけて広大な土地を所有する地主であった。約一五〇〇点の文書は、地券や小作経営帳簿、三津町地主組合、小作米共同収納所関係など近代のものが多く。（文書群番号 九八〇四）

## 細家文書（寄贈）

阿波細川氏の末流である同家は広島藩士で、武術家。文化年間、貫心流撃剣、司箭流雑刀の剣客細宗閑は阿波国から広島に出て、以後呑空、鉄腸斎と三代にわたって広島藩に仕えた。文書は、細家系図や、貫心流・司箭流の免状など八六点（文書群記号 九八〇五）

## 奥田氏収集文書（寄贈）

戦後、賀茂高等女学校（賀茂高校）や西条農業高校の教師であった奥田隆太郎氏が古書店などを通じて収集した江戸時代の板本や明治の刊本、教科書など約一二〇〇冊。（文書群記号 九八〇六）

## 川上家文書（寄託）

同家は、祖半助が紀伊国で浅野家に仕官して以来、明治維新まで代々広島藩士。最高禄高は一五五石。七代半助貞義が城下鞆町に屋敷を賜って以来、戦後まで同所に自宅があったが、原爆のためほとんどの道具・古文書類を焼失した。文書は、藩主黒印の知行目録のほか、辞令、賞与、公用書状のほか、甲斐国侍帳、文政年間の分限帳、賀茂郡郷原村の水帳など約四六〇点（文書群番号 九八〇七）

## 保田家文書（寄贈）

同家は、近世初期から城下京橋町に居住し、三代目九左衛門（元禄年間ころ）から同町や稲荷町中組・同西組町年寄役や、綿改所頭取などを勤めた。保田八十吉収集文書（文書群番号 九五〇四）や保田家文書（九六〇三）の保田家

は分家筋にあたる。寄贈されたのは檀倉に収められた江戸期の和書類約二一〇〇点。なお、本号表紙でも紹介したように、本年度に古文書類約二一〇点が追加寄贈となった。（文書群記号 九八〇八）

## 山田家文書（寄贈）

同家は安芸郡矢賀の農家。襖を剥がしたところ、浄土真宗寺院の関係文書など、下張り文書七点が増えてきたため寄贈の運びとなった。大正元年に住居を新築しているが、その時、旧居の襖を転用したかどうかは不明という。（文書群記号 九八〇九）

## 羽中山文庫（寄託）

同文庫は、府中市出口町の府中八幡神社（元羽中八幡宮）が所蔵する和書類。宝暦三年、府中の住人が古事記・旧事紀八冊を奉納して以来、募金や寄進などにより五右久文（雪窓）が宮司をしていった明治初年には三千冊を越える書籍が集められた。昭和三九年に放火による火災のため、大半の書籍が焼失し、残された約一七五〇点も損傷が甚だしい。

平成10年度の主なできごと

- 5月3日 書庫燻蒸(5日まで)
- 5月7日 収蔵文書の紹介「今堀誠二文書」開始
- 5月11日 文書調査員会議
- 5月30日 情報プラザ開館10周年記念事業
- 6月13日 古文書解読入門講座開講
- 7月10日 収蔵文書の紹介「広島藩土山田家文書」開始
- 7月23日 続古文書解読入門講座開講
- 9月18日 安田女子大古文書学学外実習
- 9月25日 文書館だより第12号発行
- 9月28日 収蔵文書展「古文書で綴る地方都市商人の世界」開催(11月28日まで)
- 10月6日 行政文書・古文書保存管理講習会開催



安田女子大学古文書学実習



収蔵文書展の風景

- 11月7日 郷土史講座 西向宏介、商家の経営活動と文書 江戸から明治へ
- 12月1日 中国四国文書館等職員連絡会議
- 12月8日 収蔵文書の紹介「広島藩の鷹匠(たじょう)田家とその文書 今年度寄贈の文書から」開始
- 2月7日 広島テレビ広報番組「おはようひろしま県 文書館はこんなところです」を放送
- 3月15日 収蔵文書の紹介「明治、昭和の山村の暮らしと役場文書 山県郡芸北町役場文書から」開始
- 3月15日 寄贈・寄託者感謝状贈呈式
- 3月20日 郷土史講座 有元正雄「安芸人気が質」
- 3月25日 文書館だより第13号発行
- 3月31日 収蔵文書目録第6集発行

利用案内

- 開館時間
- \*月、金曜日 9時～17時
- \*土曜日 9時～12時
- 休館日
- \*日曜日、国民の祝日及び振替休日
- \*年末年始(12月28日～1月4日)

交通

\*JR広島駅よりバス(広島港行き)又は路面電車(紙屋町經由宇品行き)いずれも、広電本社前下車約五百m

広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第十四号

平成十一(一九九九)年九月二十五日発行  
 編集発行 広島県立文書館  
 広島市中区千田町三丁目七 四七  
 電話 〇八二二四五 八四四四  
 FAX 〇八二二四五 四五四一  
 印刷 ㈱ニシキプリント